

代用監獄制度と市民的自由

庭山英
五十嵐



代用監獄制度と市民的自由

庭山英雄 著
五十嵐二葉

成文堂

著者略歴

庭山英雄(におやま・ひでお)
1929年 群馬県に生まれる
1960年 京都大学法学部卒業
1966年 一橋大学大学院法学研究科博士課程修了
1979年 法学博士(京都大学)
現在 中京大学法学部教授(専攻刑事訴訟法)
主要著作
現代の重荷・公害を見直そう(共著, ドメス出版, 1971)
青林双書刑事訴訟法(共著, 青林書院新社, 1974)
B U L刑事訴訟法(日本評論社, 1977)
刑事鑑定の理論と実務(編著, 成文堂, 1977)
民衆刑事司法の動態(成文堂, 1978)
判例による刑事訴訟法入門(共著, 青林書院新社, 1980)
現住所
〒488 尾張旭市緑町緑ヶ丘100-39

五十嵐二葉(いがらし・ふたば)
1932年 生まれ
1957年 中央大学文学部卒業(仏文専攻)
1962年 同大学法学部卒業
1968年 弁護士登録
現在 弁護士
主要著作
ベッカーリーア著『犯罪と刑罰』(共訳, 岩波書店, 1958)
東京都建築審査会の実態(「地方自治資料」474号, 1970)
ボーリング場建設反対訴訟の意義—地域を作る住民運動の一萌芽として(「法と民主主義」47号, 1970)
受刑体験者に聞く(共同作業)(「法律時報」49巻8号~50巻6号, 1977~8)
現住所
〒158 東京都世田谷区深沢2-10-28
住民法律センター

The Police Custody System and Civil Liberties

代用監獄制度と市民的自由 定価3,800円

1981年7月1日 第1刷発行

著者 庭山英雄
五十嵐二葉
発行者 阿部義任

〒162 東京都新宿区早稲田鶴巻町514

発行所 株式会社 成文堂

電話 03(203)9201(代) 振替 東京 9-66099

製版 誠之印刷 印刷 上野印刷 製本 佐抜製本

©1981 H. Niwayama, F. Igarashi

☆乱丁・落丁本はおとりかえいたします☆ 検印省略

3032-075081-3851

五十嵐二葉女史から、人を介して、私に「救援」の依頼があったのはイギリス留学から帰って間もなくであった。ベッカーリーヤの『犯罪と刑罰』（岩波文庫）を訳した才媛と聴いて一も二もなく引き受けた。そして、最初の仕事は、代用監獄の実態についての海外アンケート調査（東京三弁護士会代用監獄調査委員会『諸外国における未決拘禁の実態』（一九七七年））としてのちに公刊）であった。

大変人使いの荒い（うまい？）人で、仕事となったら寸分の容赦もなかった。一九七六年の夏のこと、翻訳の仕事で頼まれた。締切日前後に家族一同での木曾駒登山を計画していたので延期を願い出たが遂に許されず、やむなく予定を縮めて標高二九五六米を駆け登り駆け下った。折り悪しく台風の後で木曾福島に抜ける道は荒れ果てていて、子供達の転落を覚悟したのも一再ではなかった。今でも家族からうらみごとを言われる。

一九七九年秋の調査旅行も忘れられない。二人でロンドンではメアリボンの警察を訪れた。署長は私達をにこやかに迎え入れて質問に応じ、署内を案内してくれた。もちろん私達のお目当ては留置場を「実地検証」するところにあつた。ところが首尾よく目的を達しても女史は追求の手をゆるめなかった。ノート片手に機関銃のように質問を発した。小心者の私は半ばあきれ、半ば畏れた。そういうえばハンブルク警察に見学に行った時も態度が手ぬるいと言って散々叱られた。

思えば、ささやかながら「代監問題研究会」（一九七六年）をスタートさせ、同人を募って「世界の未決拘禁法」①を

①（法律時報一九七七年五月一日号～一九七八年九月一日号）の紹介を実行したのも女史の熱意にほだされたからに外な

らなかった。

こんな調子で過去五年、互いに励まし合いながら折りに触れ二人が考え、書いたものを集めたのが本書である。ところで、本書の公刊を策したのはむろん私である。学会でも評価の高い女史の労作を一人でも多くの人の目に触れさせ、併せて苦闘の記録を後に遺したいとの願いからであった。一書とするには量的に不足していたので私のものをつけ加えた。このようにして、遺憾ながら本書においても私は「さしみのツマ」にしかすぎない。しかし「市民的自由」(civil liberties)を守ろうとする熱意だけは女史にも一歩もひけをとらないつもりである。

ついで、五年前、私達が研究を開始したとき、欧米先進国に代用監獄があるかないかでさえ定かではなかった。ましてや、さらに突込んだ部分となるとまるで「藪の中」であった。刑法学がこれだけ発展してきているにもかかわらず、この方面についての邦語文献皆無という状況——官僚刑事司法の国たる面目躍如——は驚くべき現象と言わなければならない。その意味では、このように拙い本書ながら、いくらかは学界に貢献するところもあるであろう。本書が本格的研究を触発する契機ともなれば幸いである。

終りに、本書の出版にさいして示して下さった成文堂の阿部義任社長、阿部耕一編集部長、土子三男編集部次長、以上三氏の義侠に対し心からの感謝を捧げたい。

一九八〇年六月

中京郊外にて

庭山英雄

第三章 代用監獄の実態の分析……………五十嵐二葉……………47

一 目的、資料、視点……………	47
二 留置場の位置、入房……………	49
三 留置場・房の構造、居住条件……………	52
四 衣類、寝具、入浴、衛生……………	56
五 日用品・衣類その他の自弁、差入れ……………	60
六 飲食物……………	61
七 運動・喫煙……………	65
八 医療……………	66
九 日課・房内行動……………	69
十 外部交通……………	72
十一 弁護人選任権、黙秘権の告知……………	76
十二 メンドウミ……………	77
十三 まとめに代えて……………	80
第四章 代用監獄実態論の課題——坂口勉氏の「代用監獄の実態」に関連して——…五十嵐二葉……………81	81
一 警察側資料による実態紹介の欠如……………	81
二 事実自体のくいちがい……………	83

5	目次	
	三	事実には争いがなくその効果についての認識が異なる……………84
	四	タテマエ論と実態……………86
	五	資料とその読み方……………90
	第五章	代用監獄の廃止と市民生活の安全——「検挙率神話」の虚偽……………92
	一	「代用監獄治安保持神話」……………92
	二	「二つのかけ橋」は成立するか……………93
	三	どんな犯罪の検挙率が高いか……………96
	四	「官始動型」検挙率……………97
	五	「良い治安」は「検挙率」が原因か……………100
	六	「高い検挙率」は代用監獄制度によるのか……………104
	七	今なぜ「検挙率神話」か……………110
	第六章	代用監獄を支えるもの——若干の史的素描……………111
		庭山英雄……………111
	はじめに……………111	
	一	監獄則並図式の施行停止……………112
	二	小野博士の代用監獄廃止論……………113
	三	監獄法改正調査委員会の挫折……………115
	むすび……………118	

第二部 欧米先進国の模様	五十嵐二葉
第一章 グレンダール市警察局(アメリカ)	121
一 ジェイル付き市警	121
二 二回電話できること	122
三 ジャン・ドウとジャンヌ・ドウ	124
四 捜査の二重構造	125
五 取調べは一〜二時間だけ	127
六 ミランダは生きている	127
七 “カード”をもらう	129
八 コンフェッションの意味	130
九 釈放証明書	132
十 アメリカの代用監獄	132
十一 「それらは人民の権利である」	134
十二 アメリカに代監問題はない	135
第二章 イギリスの未決拘禁——代用監獄問題との関連において——	137
一 本稿の目的	137
庭山英雄	137

二 拘束の場所と期間	138
三 取調べ・黙秘権・接見交通権・法律扶助	140
四 拘禁施設と処遇情況	146
五 保釈の理論と実際	150
六 未決拘禁の弊害	154
七 むすび	156
第三章 イギリス未決拘禁施設訪問記	158
一 はじめに	158
二 警察留置場	160
三 専門拘置所	161
四 地方刑務所分区拘置所	169
五 産業刑務所	170
六 フライブルク刑務所分区	172
七 おわりに	173
補論その一	
世界の未決拘禁法・イギリス	177
補論その二	
刑事司法の効率と代用監獄——倉田論文を媒介として	190
庭山英雄	
庭山英雄	

第四章 ヨーロッパ代監紀行	庭山英雄
一 はじめに	195
二 西ドイツ、フランス	196
三 国際刑法学会ウイーン予備会議	198
四 イギリス	201
五 おわりに	207
第五章 代用監獄問題と国際人権規約	庭山英雄
一 はじめに	209
二 第九条三項前段について	210
三 イギリスとアメリカ	212
四 フランスと西ドイツ	214
五 身柄拘束方式の違い	217
六 予審制度と代用監獄との関係	218
七 文明の衝突	219
八 国際刑法学会と国際人権規約	221

第三部 国際刑法学会決議と監獄法改訂	225
第一章 代用監獄禁止決議をめぐる	227
一 国際刑法学会と代用監獄問題	227
二 ウィーン国際刑法学会（専門家予備会議）に出席して	233
三 第一二回国際刑法学会第三分科会の報告（第三部会決議）	237
第二章 ハンブルグ決議と日本の代用監獄——森下教授の御論稿に寄せて——	245
一 第三部会決議七条e項の正文について	245
二 七条e項と日本の代用監獄	246
三 国際会議と国内問題	248
四 第三部会の決議方法について	249
五 統計の意味するもの	250
六 制度は全体像で見なければならぬこと	251
七 Le Monde court	253
第三章 代用監獄問題における国辱論——第一二回国際刑法学会参加レポート——	254
一 二つの発言の経緯	254
二 内容と反響	256

庭山英雄

三	奇怪な議事運営は何のため……………	258
四	代用監獄問題における国辱論……………	259
第四章	代用監獄問題の新展開……………	264
一	問題意識の推移……………	264
二	代用監獄禁止決議……………	266
三	新たな論点……………	269
四	変革への胎動……………	275
第五章	なぜ「刑事留置場」が必要か……………	277
一	「準正」された代用監獄……………	277
二	一陣の風……………	279
三	派生的必要論……………	282
四	多い取調室と長い調書……………	286
五	どのように取り調べる必要か……………	287
六	何を取り調べる必要か……………	290
七	国民的討議を……………	292
付論その一	世界の未決拘禁と被疑者の取調べ……………	294
付論その二	監獄法改正をめぐって——意見を聴く会(東京)(79・9・10)陳述要旨……………	308
	庭山英雄……………	
	五十嵐二葉……………	

一	要綱案全体について……………	308
二	「法の目的」について……………	311
三	処遇原則について……………	312
四	分類と処遇計画について……………	313
五	「代用監獄」について……………	315
あとがき……………		323
	五十嵐二葉……………	

第一部 代用監獄問題

第一章 「代用監獄」の問題点

五十嵐 二葉

一 代用監獄とは

未決勾留として身柄を拘束される場合、刑事訴訟法七三条二項、監獄法一条一項四号等によって拘置監(拘置所)に収用されて、法務省の職員である監獄官吏により(すなわち法務省の事務として)監獄法とその下位法規である同法施行規則等にしたがって起居いっさいを規制されることになっている。

しかし実際には、大多数の(東京などでは特殊な例外を除くほか、ほとんどすべての)被勾留者は、まず(留置期間終了後も)警察署付属の留置場に身柄を置かれ(便宜、物的代用とよぶ)、警察官により(人的代用とよぶ)監獄法施行規則の一部を排除して、被疑者留置規則およびその下位法規である警察関係の通達等にしたがって起居いっさいを規制される(警察系規則の適用とよぶ)。これが「代用監獄制度」といわれるものである。

現在、⁽¹⁾全国で拘置所は七庁、その支所一〇七庁、留置所は一五〇〇カ所ですべてが代用監獄の指定をうけており、年間一四〇〇五〇万人が収用され、そのほとんどが起訴前の者である(参院地行委、昭五〇・六・二四議事録一七頁政府委員答弁)。同答弁では、拘置所との収容率はほぼ二対一で拘置所の方が多くとしているが、これは年間に勾留の執行を受けた全員のうち、三分の一だけが代用監獄を体験し、他の者はまっすぐに拘置所へ送られるということを意味しない。多くの被勾留者が、起訴前は代用監獄に収用されて同一建物内の警察取調室で取調べを受け、起訴された後